

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

昭和56年5月8日
規則第25号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則をここに制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下「政令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物の届出)

第2条 省令第1条第1項の届書の様式は、様式第1号による。

(特定建築物の変更等の届出)

第3条 省令第1条第4項の変更があつた旨の届書の様式は様式第2号に、同項の該当しないこととなつた旨の届書の様式は様式第3号による。

(事業の登録の申請)

第4条 次の表の各号の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の当該各号の右欄に掲げる様式による。

書 類	様 式
(1) 省令第31条第1項の申請書	様式第4号
(2) 省令第31条第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の書面	様式第5号
(3) 省令第31条第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号並びに第9項第2号、第3号、第5号及び第6号の書面	様式第6号
(4) 省令第31条第2項第3号、第4項第3号、第6項第4号、第7項第4号、第8項第4号並びに第9項第4号及び第7号の書面	様式第7号
(5) 省令第31条第2項第4号、第3項第3号、第4項第4号、第5項第4号、第6項第5号、第7項第5号、第8項第5号及び第9項第8号の書面	様式第8号

(登録事項等の変更の届出)

第5条 省令第33条第1項の規定による変更の届出は、様式第9号による登録事項等変更届出書によつてしなければならない。

(事業の廃止の届出)

第6条 省令第33条第1項の規定による廃止の届出は、様式第10号による事業廃止届書に、登録に係る営業所の登録証明書を添えてしなければならない。

(書類の提出部数及び提出方法)

第7条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とする。

2 前項の書類(静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の規定により、静岡市及び浜松市が処理することとされている事務に係るものを除く。)は、特定建築物の所在場所又は法第12条の2第1項の登録に係る営業所の所在地(登録に係る営業所の所在地を変更した場合には、変更後の営業所の所在地)を管轄する保健所の長を経由するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事の権限の一部を保健所長に委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の規定により保健所長に委任されている事務に係る提出書類は、正本1通とし、特定建築物の所在場所又は法第12条の2第1項の登録に係る営業所の所在地を管轄する保健所の長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年5月10日から施行する。

(知事の権限の一部を保健所長等に対して委任する規則の一部改正)

2 知事の権限の一部を保健所長等に対して委任する規則(昭和48年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(静岡県衛生関係手数料徴収規則の一部改正)

3 静岡県衛生関係手数料徴収規則(昭和31年静岡県規則第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(静岡県証紙規則の一部改正)

4 静岡県証紙規則(昭和44年静岡県規則第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(昭和58年3月31日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年10月15日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年8月19日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第107号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第17号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げる事業を営んでいる者の登録の申請その他の手続は、改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に関わらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の規定により提出されている届出書は、改正後の規則の相当する規定により提出された届出書とみなす。

附 則（平成15年3月14日規則第6号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則の規定により改正することとなった改正前の規則の様式により提出されている申請書等は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

附 則（平成22年9月17日規則第32号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

特 定 建 築 物 届 書

年 月 日

静岡県 保健所長 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項又は第2項の規定により、届け出ます。

特 定 建 築 物 の 名 称		
特 定 建 築 物 の 所 在 場 所		
特 定 建 築 物 の 用 途		
特定用途に供される部分の延べ面積		平方メートル
特定建築物の構造設備の概要		別紙のとおり
特定建築物が使用されるに至った年月日		年 月 日
特定建築物に該当するに至った年月日		年 月 日
特定建築物維持 管理権原者	住 所 （法人にあつては、主たる事 務所の所在地）	
	氏 名 （法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名）	
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 技 術 者	住 所	
	氏 名	
	免 状 番 号	第 号
	兼務の場合の特定建築物の名称及び所在場所	
	名 称	
	所 在 場 所	
特 定 建 築 物 所 有 者 等 の 区 分		所有者 所有者以外 （該当する事項を○で囲んでくだ さい。）

別紙（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

1 建築物の概要 地上 階 地下 階

階	特 定 用 途 に 供 さ れ る 部 分		
	床 面 積	居室数	用 途
	平方メートル		
計			

2 空気調和・機械換気設備の概要

空気調和・機械換気設備の別	型 式	設置場所	性能・能力	台 数	各居室への空気等の供給の方式

3 給水施設

水 源 の 種 別		
受 水 槽	容 量	立方メートル
	設置場所	
高 架 水 槽	容 量	立方メートル
	設置場所	

4 排水処理

公 共 下 水 道	貯 留 槽	立方メートル
	設置場所	
合弁処理し尿浄化槽	規 模	人槽
	設置場所	
単独処理し尿浄化槽	規 模	人槽
	設置場所	

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

特定建築物届出事項変更届書

年 月 日

静岡県 保健所長 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

特定建築物届書の届出事項に変更があつたので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、届け出ます。

特定建築物	名 称			
	所在場所			
届出事項変更年月日		年	月	日
変 更 事 項		変	更	後
		前	変	更

様式第3号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

特定建築物非該当届書

年 月 日

静岡県 保健所長 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

特定建築物に該当しなくなつたので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、届け出ます。

特定建築物	名 称			
	所在場所			
特定建築物に該当しなくなつた年月日		年	月	日
特定建築物に該当しなくなつた理由				

様式第4号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

登 録 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

（法人にあつては、その所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名及び住所）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

登録を受けようとする事業の区分		
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
	責 任 者 の 氏 名	

様式第5号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月
			年 月

様式第6号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

監 督 者 等 名 簿

年 月 日現在

監督者・実施者等の別	氏 名	業務の範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
			年		年 月 日

様式第7号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

研修実施状況（計画）（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象 従業員数	参加 従業員数
			人	人

様式第8号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

作業の実施方法等

年 月 日現在

作業班 の編成	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業の手順等			
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法			
苦情及び緊急の連絡に対する体制			

様式第9号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

登録事項等変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

（法人にあつては、その所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名及び住所）

次の事項を変更したので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、届け出ます。

登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所	名称	
	所在地	
変更年月日		年 月 日
変更事項	変更前	変更後

様式第10号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業廃止届出書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

住所

（法人にあつては、その所在地）

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名及び住所）

事業を廃止したので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、届け出ます。

登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所	名称	
	所在地	
廃止年月日		年 月 日